

中国における所得分配の改革と和諧社会の建設¹⁾

——大連市を事例に——

靳 繼 東²⁾

はじめに

本日私が報告するテーマは、「中国における所得分配の改革と和諧社会の建設——大連を事例に——」である。

中国における政党の制度と国家の制度は日本のそれと異なっている。中国では、執政党の政策は国会（全国人民代表大会）において参政党との間のパワーゲームや妥協をする必要がないので、滞ることなく政府の公共政策として採用される。「和諧社会」の建設は中国の執政党である中国共産党が2004年に提示した政党の執政目標である。従って、それが唱えられると、必然的に政府の政策になることを意味する。

「和諧社会」という政策が打ち出された後、中国国内の多くの学者はこの政策に強い関心を持ち、それについての研究を行ってきた。政治哲学の角度から「調和のとれた社会」の理念の価値とその含意及びその政治的实践について研究した者もいる。それとともに、中国共産党の歴史とそのイデオロギーの形態についてその変遷の角度から「調和のとれた社会」を解釈する者もいる。

本日は、私自身の知識構成と学術の背景に基づいて、次のことを重点的に強調したいと思う。すなわち、中国執政党の施政理念と政府の政策となる「調和のとれた社会」という政策は、深刻的な経済社会の背景を持っている。とりわけそれは中国の経済高度成長の過程で現れた大量の社会問題及び社会の安定性を脅かすような潜在的または現実的な脅威と密接に関連している。

中国の社会の安定と調和に影響する多くの要因の中で、所得分配の不合理的という現象は「調和のとれた社会」の建設を大きく制約している。それ以外に私が提示しようと試みている点は、中国の調和のとれた社会を建設するために、政策と体制という二つの側面から中国の所得分配改革を促進する必要があるということである。

第1節 中国の経済改革の成果と直面している社会の問題

中国経済の高度成長は20世紀の70年代末から開始した。1978年に改革開放政策が実施されて以来、中国の経済発展と市場化の進展は顕著な成果を上げた。1979年の中国経済の規模は4,062億

元で、世界ランキングは第14位となった。2012年になると、中国の国内生産総額（GDP）はすでに約52兆元に増加し、経済規模は世界の第2位になった。1978年の不変価格によって計算すると、1982年から1991年までの中国のGDPは年平均9.8%増加している。1992年から2001年までのGDPは年平均10.2%の増加、2002年から2011年までのGDPの年平均成長率は10.7%である。2003年になると、中国の一人当たりGDPは初めて1,000ドルを突破し、2010年には中国の一人当たりGDPは4,000米ドルを上回って正式に世界の「高所得・中所得国家」の仲間に入った。

2006年に、世界銀行は「中所得国の罫」という概念を提示した。「中所得国の罫」は、いくつかの発展途上国の経済社会の発展に対する経験的な法則を総括したものである。世界銀行は次のことを発見した。それはいくつかの発展途上国が急速な経済発展を経て、一人当たりGDPが1,000ドルを上回り、中所得国の仲間に入ったが、その後長期にわたって下位の中所得国の段階に止まっている国や地域もあるし、速やかに下位の中所得国の段階から脱出したのだが、中所得国の段階内に停滞している国や地域もある。

このような発展段階において恐らく次の2つの結果が現れるだろう。その一つは、適切な制度改革と政策措置が採用された場合には、経済社会が協動的に発展する良好な段階に入り、順調に高所得国の仲間に入るだろう。もう一つは適切な制度改革と政策措置が採用されない場合で、経済発展は停滞し、甚だしい時には社会が揺れ動いて逆行するおそれもあるだろう。

中国の改革開放政策が実施されて30数年を経た今日、その経済社会の発展が著しい成果を上げたと同時に、経済と社会の多くの問題にも直面している。それは主に次のことである。たとえば、粗放的な経済成長、生態系環境の悪化、貧富の差の拡大、地域発展のアンバランス、弱者層の権益が保障されないことなどである。これらの問題は蔓延し続け、また複雑に入り組み、相互影響している。これらの問題は単純な経済、社会および政治の問題の範疇を超えて、改革、発展と安定性に危害を及ぼすような全体の問題へと発展していく。これらの深刻な経済問題と社会問題は、中国がすでに危険な「社会問題の突出した時期」に入ったことを示している。社会の安定と調和を深刻なほど脅かしているために、中国政権党は高度な警戒と注意を向けている。

現在の中国の直面した厳しい経済社会の問題および執政党の唱えた「調和のとれた社会」の建設の政策を観察し分析する前に、1つの背景的視点について述べておきたい。即ち、1978年以來の市場化を目指す中国の経済改革は、動機の面からみれば、最初から経済的なものではなく政治的なものであったということである。中国においては、私と同年齢の人及び私より少し年下の年齢層の人々は比較的幸運であった。というのは、われわれは、改革開放以前の、政治統制が厳しい、物質の生活が不足した時代ではなく、政治統制が緩和され、物資の生活が改善されている時代に生きてきている世代だからである。私が指摘したいのは次の点である。われわれすべての国民に大きな利益をもたらしてきた経済発展の成果は最初からその動機は経済的なものではなく、政治的なものであったという点である。中国の経済改革は1978年から開始した。同年に、中国共産党第11期第3回中央委員会全体会議も開催された。同会議において鄧小平氏は中国の実際の最高指導者になり、そして彼の主導のもとで経済建設を中心とする改革が開始された。この会議において中国共産党はこれまでの大規模な階級闘争を放棄し、大規模な経済建設を中心とする改革開放総路線に転じることを決定した。これは、中国共産党の歴史においては、1956年に鄧小平氏が中国共産党中央委員会総書記を務めた時の政治路線に再び回帰したことを意味する。つまり、

全党の仕事の重点は大規模な経済建設に転換することになった。

しかし、経済建設に注力することを強調する点においては1956年の路線と同様だが、ただし1978年の中国共産党第11期第3回中央委員会全体会議の直面した政治環境は1956年の中国共産党第8回代表大会の時期のそれとは異なる。改革開放以降、中国は日本を含む先進国と経済・文化の交流を盛んにしたからである。そこで最も深く感じたことは、新中国が成立してから30年間の発展を経ても、中国と先進国の間の距離は拡大し続けていることである。文化大革命の時の政治的スローガンは、「苦難に満ちた世界の3分の2の人口を占める資本主義国家の人民がわれわれによる解放を待っている」であった。ところが、改革開放以来、人々は次のことを発見して驚いた。本来ならば資本主義国家の苦難に満ちた生活の中で私達が解放するのを待っているはずの人々は、われわれと比べて、より富裕で自由な生活を送っている。このような強烈な対比の下で、政治指導者は強い危機感を持つようになった。鄧小平氏が1980年代によく言ったのは、「貧しいことが社会主義ではない」、「社会主義は貧しいものであれば、それはしっかりと立つことができない」ということである。鄧小平氏からみると、貧しいということは1つの単純な経済問題ではなく、重大な政治問題である。それは社会主義がいけるかどうか、また共産党が民衆から持続的に認められるかどうかの問題に関わっている。鄧小平氏が経済改革を推進した最も根本的な動機はこの点にあると筆者は考えている。この動機が政治的なものであり、経済的なものではないということは明確である。

この観点から見ると、中国の経済の改革と発展の根本的な出発点は政治上の配慮からである。これは現代の中国の改革開放と経済発展を理解する基本的な視点である。これと全く同じように、現在、中国共産党は「調和のとれた社会」を構築することを施政の理念として打ち出しているが、これを根本的にみると、現在の経済社会の発展が直面した諸問題に対する政治的な反応であることが分かる。具体的に言うと、「調和のとれた社会」の建設は現在の厳しい経済と社会の問題に対応するための政策である。その直接的な目的は、政策的手段を通じて悪化している社会問題を解決し、中国共産党の執政的社会基礎を維持・安定させることである。

第2節 中国における「群体性事件」と貧富の格差問題

「調和のとれた社会」の建設は深刻化している現在の経済と社会の問題に対応するための一種の政策の方向性であるために、社会問題を反映している社会安定指数は、当然、社会の調和がとれているかどうかの程度を評価・推定する重要な指標にもなる。中国の社会の安定性の程度を評価する指標の中で1つの重要な要素として、「群体性事件」がある。中国の重要な政策概念の一つに関わる「群体性事件」は次の三つの特徴を持つ。第1に、「群体性事件」の目標は非政治性を持つ。すなわち、訴えの主要な目的は政治的な要求ではなく、経済的または社会的な要求である。第2に、その方式は違法性を持つ。すなわち、群体性的な集まりは合法的な方式を採用せず、法律許可以外の方式によって行われる。第3に、その結果は大きな影響力を持つ。すなわち、群体性事件が社会の秩序と安定性に大きなマイナスの影響をもたらすために、執政党と政府は高い関心をもって見守っている。

1949年以降、歴史的発展段階が異なれば、「群体性事件」についても中国政府は異なった定義を行ってきている。改革開放以前の時期には、群体性事件は一般的には「大衆が騒動を起こす」または「大勢の人を集まって騒ぎを起こす」ものと称された。ところが、1980年代と1990年代になるとはじめて、これらの事件の特性は、比較的中性的な「治安事件」あるいは「治安の緊急な事件」と称されるようになった。さらに2004年以後になると、中国政府はこの種類の事件を正式に「群体性事件」と称するようになった。2009年9月に、比較的に政府色の強い『党建設の辞典』が再版されたが、それは「群体性事件」について次のように定義している。「いくつかの社会問題から誘発され、特定の群体または特定でない多数が一時的に集合して形成される群体は、人民内部の矛盾の形式であるが、合法的でない一定の規模の集会を通じて、社会にマイナスの影響を与える群体活動を行うこと、また集会に参加した人々は、言葉による口論や行動による衝突等のような群体行為を通じて、自分の訴えと主張を行うこと、または自身の利益を直接に守り、不満を主張して影響力を行使することによって社会の秩序と安定性に大きなマイナスの影響をもたらす」ことである。このような概念の変化は、中国政府がすでに「群体性事件」を政治事件または治安事件のように簡単に定義しないことを意味する。つまり、経済社会システムの転換に伴い、社会の利益構造が調整されることによって生じる多くの新しい問題と対立が誘発した新たな抗議活動のもつ合理性をある程度承認し始めたことを意味する。群体性事件は、社会の秩序と安定性に重大な影響をもたらすために、現実的に社会の調和に影響する重要な原因となっている。

群体性事件が爆発する規模に関してはその詳しい年度別の統計データを中国政府はまだ持っていない。しかし、異なるニュース源からの情報によって大まかな推計を行っている学者達やいくつかの機構がある。中国の学者である于建嵘教授は、中国の政府関連部門の公表する資料によって、ここ数年来中国では群体性突発的事件が急増していると言及している。1993年の群体性事件は合わせて8,709件があった。それ以後さらに増加する勢いである。1999年の総計は32,000件を上回り、2003年は60,000件、2004年は74,000件、2005年は87,000件であった。中国社会科学院が発表した2005年『社会の青書』によると、1993年から2003年までの間、中国の群体性事件の発生件数はすでに1万件から6万件まで増加している。その参加人数も約73万人から約307万人まで増加した。ここ数十年の間に、群体性事件の数は過去と比べてすでに8～9倍急増している。1995年から1996年までの増加率は10%前後、1997年から2004年の期間の年平均増加率は25.5%にも達している。中国社会科学院が発表した2013年『社会の青書』は、次のように指摘している。「現段階の中国社会は対立が多く産出される時期にあり、しかも社会問題は多様で複雑である。ここ数年来、毎年各種の社会問題による群体性事件は数万件となり、甚だしい場合には十万余件に達したこともある。2012年の状況も楽観視できない。全国总工会の統計によると、2012年の1月から8月までの間全国で賃金関係の紛糾のなかで、その規模が百人以上であるような群体的ストライキ事件は120件前後、19の省で発生した。規模が30人以上の小規模なそれは270余件があった。」中国のインターネットからのデータによれば、中国では2003年に群体性事件が5.85万件ほど発生し、2004年に7.4万件、2005年に8.7万件、2006年に9万件、2007年に8万件、2008年に9万件、2009年に10万件、2010年の18万件、2011年の18.25万件が発生した。これらのデータを公表した大多数の学者はすべて中国政府の重要な学術研究機関の構成員でもある。彼らの中には、中国國務院参事官の牛文元教授、中国社会科学院の社会問題研究センター主任の于建嵘教授、中国社会

科学院の西方マルクス主義研究室主任の譚揚芳教授，国家行政学院の汪玉凱教授，国家行政学院公共行政教学研究室主任の竹立家教授がいる。従って，私はこれらのデータはほぼ信用できるものと思っている。

群体性事件の形式に関しては，于建嶸は基本的に次のように分類している。すなわち，農民の権利保護がおよそ35%を占め，労働者の権利保護が30%，住民の権利保護が15%，社会の紛糾が10%，社会の騒乱が5%，組織的な犯罪が5%である。群体性事件の勃発原因に関しては，中国社会科学院の発表した2013年『社会の青書』は次のように指摘している。現在群体性事件を主として構成する社会の衝突の焦点は，主に土地収用と建築物の取り壊し，労資関係および環境保護の3つである。建物を取り壊し立ち退いて土地を収用することに関係する群体性事件は50%ぐらいを占めている。環境汚染に加えて労資関係の問題は約30%を占め，その他は約20%占めている。

何が原因となって群体性事件がこのように急激に増加したのか。われわれの発見では，現在中国の群体性事件は，異なる表現の形式となっているが，その多くが社会問題の突出したいくつかの領域に集中している。しかし，これらの社会問題の突出した領域の大多数は経済領域での対立と関係がある。その中で貧富の格差が拡大してなかなか縮小しないことが，群体性事件の爆発規模と著しい正の相関関係にある。

1979年以降，中国は貧困問題の解消において大きな成果を上げた。中国政府の貧困ラインによって計算すると，中国の農村部における貧困率（人口数による割合）は1981年の18.5%から2004年の2.8%まで下がり，農村部における貧困人口数は1.52億人から2600万人まで低下した。世界銀行の貧困基準（2003年農村の価格で計算して，一人当たり年平均888元）によって計算すると，中国の貧困削減に関する成果は顕著なものがある。1981年から2004年まで，この貧困ライン以下の人口が占める割合は65%から10%まで下がり，貧困人口の絶対的な数量は6.52億人から1.35億人まで低下した。これは5億の人口が貧困から抜け出したことを意味する。

しかし，中国の改革開放政策が実施されて以来，絶対的貧困者の数は大幅に下がったにもかかわらず，相対的貧困のレベルは明らかな改善がなく，甚だしい場合には悪化する傾向にある。その中で非常に重要な1つの面は，中国の住民間の所得格差は持続的に拡大しつづけ，地域間，都市と農村間，業界の間，階層の間の貧富の格差は依然として大きいことである。政府の統計データによると，2009年に都市・農村の住民の間の所得格差は3.3倍前後であったが，産業間の格差の方は一番高いのが15倍まで達していった。上位10%の所得の家庭と下位10%の最低所得の家庭との1人当たりの平均所得は23倍以上の格差となった。中国の民間研究機構である中国改革基金会国民经济研究所副所長の王小魯教授は中国の最上位の10%と最下位の10%の家庭の1人当たりの平均所得の格差は65倍であり，政府が統計発表した数値23倍ではないと指摘している。中国の発達している東部沿海地域とそうでない内陸部の西部地域では1人当たりGDPの比率は1991年の1.86倍から，2000年には2.33倍まで拡大し，2003年にさらに2.52倍にまでなった。2003年には中国の最高位と最低位の平均賃金の比率は6.1倍となり，1978年の1.3倍に比較しても，4.8倍にも拡大している。高所得の業種の賞与と副収入を含むならば，業種間の格差はもっと大きくなるだろう。世界銀行の研究によれば，中国において制度改革とシステム転換の過程で生まれた貧富の大きな格差は，世界でみても非常に驚異的なものであり，中国全体の不平等の悪化するスピードはもっとも速いと指摘している。

2013年1月に中国統計局が公表したデータによると、2003年から2012年までの間中国のジニ係数は上昇する傾向にある。2003年のジニ係数は0.479、2004年は0.473、2005年は0.485、2006年は0.487、2007年は0.484、2008年は0.491、2009年は0.490、2010年は0.481、2011年は0.477、そして2012年は0.474となった。これらのデータからみると、2009年以後になると中国のジニ係数は年々下がっているが、その下降幅は小さく、0.4の国際警戒線よりも高いということが分かる。同月、中国人民銀行と西南財経大学が共同で設立した中国国家計金融調査研究センターは8,438戸の家庭に対して調査を行った。その結果、2010年の中国家庭収入のジニ係数は0.61であり、都市部における家庭収入のジニ係数は0.58、農村部における家庭収入のジニ係数は0.61であった。東部沿海地域のジニ係数は0.59、中部地域のジニ係数は0.57で、西部地区のジニ係数は0.55とやや低い。その他の民間機構の公表するデータからみると、中国のジニ係数はもっと高いということが分かる。これは、中国の家庭収入のジニ係数が全世界のなかで高い位置にあり、世界銀行の公表した0.44の平均水準より高く、社会の不安定状態を発生させる水準より50%以上も高いということを示している。

貧富の格差の拡大は社会の安定性に影響する重要な原因である。中国の思想家の孔子曰く、「…国を有ち（たもち）家を有つ者は寡なき（すくなき）を患えず（うれえず）して均（ひとし）からざるを患え、貧しきを患えずして安からざるを患う」と。その意味は次の点である、絶対的貧困に比べて、相対的貧困の方がより一層国家統制の心配と苦しみになる。貧困に比べて社会が不安定なことの方がより一層国家統制の心配と苦しみになる。人々の心理は奇妙なものであり、すべての人々が貧乏人であるならば、それは辛抱することができる。しかし私だけが貧乏であり、他の人は裕福であれば、私は到底我慢できないと感じることになる。貧富の格差とは、まさにこのようことである。他人の財産がどのようにして獲得されたかに関係なく、たとえ合法的に獲得されたものであっても、それは人々の社会的心理状況の変化を誘発し、その不公平が感じられるようになる。その剥奪感もますます強くなっていくと社会の安定性にも影響する。

2005年11月に中国国務院発展研究センターの中国発展基金会にある「移行期にある中国の社会公平の問題に関する研究」チームの報告によると、現在の中国の社会は非常に不公平であると思う人は50%を占めている。あまり公平ではないと思う人および非常に不公平であると思う人の両者を合計すると、90%まで達する。基本的に公平であると思う人はわずか7%で、非常に公平であると思う人はたった1%しかいない。調査された項目は、所得の分配、権益の保護、発展の機会、政治の権利と願望の実現、という5つである。その中での所得分配が不公平であると思う人の割合が最も高く73.9%を占める。現在社会の安定性に影響する直接な原因は多くあるが、所得分配の不公平が社会の安定、調和のとれた社会の建設を制約する深刻な原因となっている。とりわけ、民衆の合法的な経済利益が侵害される時に、または民衆の所得が経済の急速な発展と伴って上昇しない時には、それは群衆性事件を爆発させる重要な根源につながっている。

第3節 大連市における貧富の格差と社会和諧

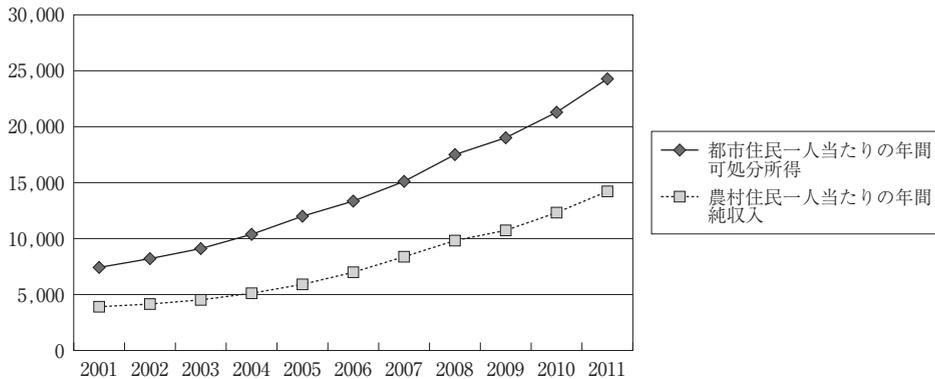
本節では、大連市の貧富の格差と社会和諧について近年の状況を紹介しよう。大連市を対象に

するのは筆者の勤務先である東北财经大学が大連にあるためである。改革開放以来、大連市は、東部沿海都市という優れた立地条件および対外開放の優遇政策に恵まれて、急速な経済成長を遂げた。1980年から2011年までの間、大連地域のGDPは1980年の48.4億元から2011年の6,150.1億元に増加した。都市部住民の1人当たり可処分所得と農村住民1人当たり純収入はそれぞれ530元と298元から24,276元と14,213元に増加し、それぞれの増加率は44.8倍と46.6倍であった³⁾。しかしそれと同時に、大連市の住民の所得格差も拡大した。図1は、大連市の都市部住民1人当たり可処分所得と農村住民1人当たり純収入（2001～2011年）を比較したものである。次の図2は、大連市の都市部住民1人当たり可処分所得から大連市の農村部住民1人当たり純収入を差し引き両者の所得の絶対的な格差（2001～2011年）を示したものである。そして図3は、大連市都市部と農村部の住民の所得の相対的な格差（2001～2011年）を示したものである。図中のデータが示すように、大連市の都市と農村の1人当たり住民の所得はこの10年間増加してきた。大連市の都市部住民の1人当たりの可処分所得と農村住民の1人当たり純収入との間の相対的な格差は、2001-2005年の間には相対的に拡大したが、2006-2011年になると相対的に縮小した。しかし、都市部住民の1人当たりの可処分所得と農村住民の1人当たり純収入との絶対的な格差は持続的に拡大している。

業種間の所得格差から見ると、2010年の大連地域における金融業の労働者年平均賃金は最高であり、88,141元であったが、これと比べて旅館業と飲食業のそれは26,472元で下位にある。両者

図1 大連市の都市部住民と農村部住民の所得格差（2001-2011年）

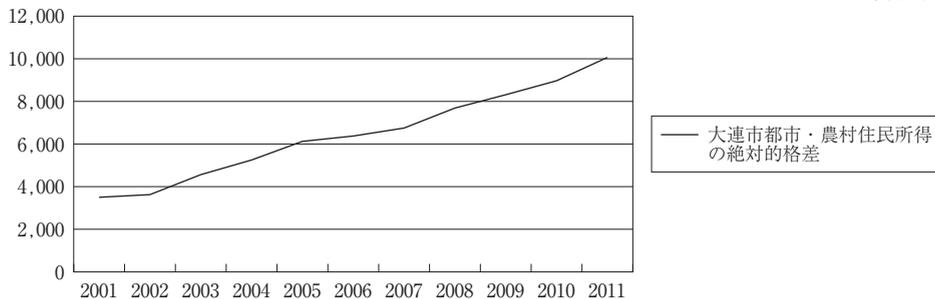
単位：元



出所：この数値は各年の『大連市国民経済と社会发展公报』による。

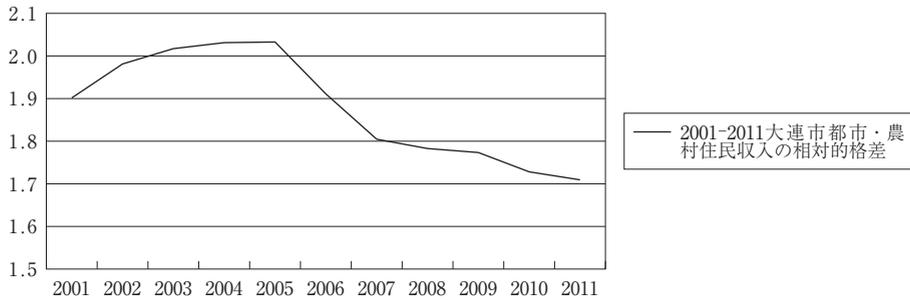
図2 大連市の住民（都市・農村）の所得の絶対的な格差（2001-2011年）

単位：元



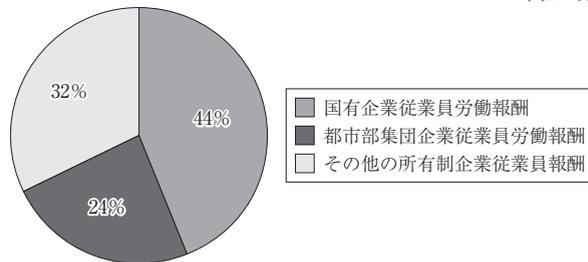
出所：図1に同じ。

図3 大連市の住民（都市・農村）の所得の相対的な格差（2001-2011年） 単位：元



出所：図1に同じ。

図4 2010年の大連市の所有制別の企業従業員の労働報酬 単位：元



出所：この数値は『大連市統計年鑑』2011年版による。

の所得格差は3.3倍である。2011年の遼寧省の労働者賃金の業種間所得格差は5.8倍である。大連市の業種間の所得格差は遼寧省のそれより明らかに低い水準にある。図4の異なる所有制企業従業員の賃金水準からみると、2010年の大連市の国有部門従業員数は89,970人、一人あたりの年間平均労働報酬は53,211元、都市部集団企業従業員数は22,315人、一人あたりの年間平均労働報酬は28,330元、その他の所有制部門の従業員数は631,449人、一人あたりの年間平均労働報酬は38,715元であり、それぞれ44%、24%、32%を占めている。

上述したように、近年になると大連市でも都市部と農村部との間そして業種間においても絶対的な所得格差が依然として大きく、またそれが徐々に拡大する傾向にある。それがあつた所まで深刻化すると、社会問題を引き起こし、とりわけ異なる社会階層間の教育、雇用、社会保障、医療、住宅、生態系環境、食品と薬品の安全、社会治安、司法などの方面の利益構造に影響を及ぼしてきた。農・林・牧・漁業の業種の賃金の方も長期にわたり低水準にある。これらの業種に従事する従業員は比較的余裕のない生活状態のもとにある。これもまた大連市の社会安定に影響する重要な要素となっている。

近年の大連市における社会問題から見ると、社会の安定と和諧に影響する多くの問題は、依然として住民の経済利益の領域に集中しているが分かる。たとえば、賃金の遅配、労働保険、企業の財産権改革、住宅および住宅の移転等の社会問題に的を絞り集团的に中央政府や省政府へ陳情に行く回数と人数は比較的の高い水準を維持している。それは、大連市の社会の安定性に大きな影響を与えている。海と土地の収用、企業の制度改革、環境整備等に関する群体性事件も近年の大連市で発生している。例えば、2006年9月に起きた株主が神谷病院を襲撃する事件などが

それである。

上述のように、大連市における所得格差の問題は遼寧省や全国のそれほど深刻ではなく、遼寧省や全国のそれと比べても良い面がいくつか存在する。にもかかわらず、大連市も同じように経済の急速な発展に伴い、所得構造の変化が調和のとれた社会の構築に影響を与えている。所得分配の改革を積極的に推進することは大連市にとって最も重要な政策課題となっているのである。

第4節 結論と政策提案

前述のように、中国における住民の所得分配の不公平は社会の安定性に影響を与え、調和のとれた社会の建設を制約する重要な原因となっている。所得格差の拡大は発展途上国が急速に経済成長する過程で、ある程度よく現れる現象である。中国における所得格差拡大の原因の一つは、急速な市場化にともなって発生した、市場による資源配分の結果でもある。しかし、所得分配の不合理は社会の安定性を脅かす同時に、調和のとれた社会の建設を制約するために、中国政府は有効な政策措置の採用により住民の所得格差を縮小させ、ますます拡大していく貧富の差を抑制しなければならないだろう。

もちろん、所得格差を縮小するためには、まず所得分配の不合理をもたらし要因を分析することが必要である。所得分配の不合理をもたらし要因には主に2つあると筆者は考える。

1つ目は、資源や本来有する優位性などの自然的な差異および市場による資源配分の結果である。2つ目は、社会の構造および制度改革、公共政策などによって発生する社会的な差異である。

現在、中国における所得分配の不合理をもたらし要因としては、資源や市場化などの要因が存在するが、同時に社会的政策的制度やメカニズムなどの要因も含まれる。とりわけ中国は政府主導型の発展モデルの下にあるので、経済社会システム転換における一部の政策方向も所得分配の不合理をもたらし、社会の安定性に影響を与えた。中国の経済改革の初期には次のような重要な特徴があった。つまり、試験的で、推進しやすい分野から始めて段階的な漸進的方法で改革を進めてきた。また、深奥な改革課題や体制に関わる問題などの改革の難問は避けて、なるべく市場化改革に対する抵抗力を減らした。同時に、政策面では「先に進み、先に試み、先に豊かになる（先行、先試、先富）」という試験的な改革を政府は推進した。その上、一部の人や一部の地域が先に豊かになるように奨励して、所得分配制約の適切な緩和により、経済発展の原動力を刺激していった。これも、ある程度、改革の過程の中で住民所得の不合理の問題を一層表面化させた。

中国の改革開放政策が実施されてから30数年が経過したが、この歴史のなかで学者という階層は、ある程度、所得分配における受益者となり、少なくとも利益上の損失者であったとはいえない。学者の立場に立って、過程正義と結果正義という二つの視点から現在の中国に存在する所得の格差の現状を研究すべきだと筆者は考える。

過程正義の視点からみれば、人々が成長の初期で負われる不公平、つまり分配制度の不合理による所得格差の拡大および副収入（灰色収入）や違法ルートによる収入でもたらされた住民間の大きな所得格差は認められない。これも現在社会に対する不公平感が高まる原因だ。

次に結果正義の視点からみて、現在の所得格差は市場経済の進展や資源の優位性などの合理的

な原因によるものであったとしても、それが社会問題を悪化させ、社会秩序と安定に重要な影響を与えるならば、政府は有効な措置の採用により関与と改革を実施しなければならないだろう。

政府は有効的に所得分配の改革を進め、所得格差を縮小し、調和のとれた社会を建設するために次のような政策措置を採用する必要があるだろう。

現実に起きている経済問題と社会問題を解決するためには、一般的に言えば、人々が最も直接に反応するような具体的な問題にたいして対応策をとることが必要である。つまり「頭痛になれば頭を治し、脚が痛いなら脚を治療する」ということである。もし所得分配が不合理になれば、所得の構造に対して政策的調整を行う。もし政策そのものに問題があれば、政策自身の調整を行う。

しかしながら、あらゆる政策は一定の体制構造の中に組み込まれている。政策決定者とその執行者もすべて特定の政治と政府の体制によって制約されている。したがって、所得分配の改革をさらに推進する根本的な措置とは、政府の体制と政治の体制の改革を行うことである。現在、所得分配の有効的な改革、所得格差の縮小の推進、調和のとれた社会の建設のために、中国政府は2つの方向で積極的に行動しなければならない。この2つの方向とは、政策手段の選択と調整および政府自身の改革と政治体制の改革の加速化である。

政策手段の選択と調整では、政府は「低所得者の賃金上げ、中所得層の拡大、高所得者の所得の合理的な調整」という原則に従って住民の所得格差を縮小する政策を採用すべきである。具体的には、財政、税収、労働と社会保障などの政策的再分配の手段を通して、低所得者の所得水準を向上させ、中所得者の比重を高め、高所得者の所得を調節し、不法な収入を取り締まることが政府には必要である。

国民所得分配に占める住民の所得の比重を高め、一次分配における労働報酬の比重を高める。労働、資本、技術、管理などの要素がその貢献度に従って分配に関与するように所得の一次分配の管理システムを改善し、税収、社会保障、財政移転支出が主な手段となっている再分配の調整システムを加速度的に健全化させる。

独占的な産業の中で高い報酬を得ている企業に対しても、それを適切に制御すべきである。上級管理職の報酬に対する管理では、業績審査と年俸給付の基準を一層高い水準に引き上げる。

労働者保護の法律と規則を厳格に整備し、それを厳格に実施し、労働紛争の仲裁と法律支援システムを改善し、法律の面からも労働者の合法的な所得を保障するようにする。同一労働でありながらも異なる報酬の発生、奨励金と福利厚生を乱発、一部業種の異常な高所得、副収入の大量存在などの問題を解決すべきである。

政府自身の改革および政治体制の加速的な改革では、制度やメカニズムの改革を加速しながらも、社会保障、社会扶助、公衆衛生、医療、住宅、教育、治安、立ち退きなどの現実的な社会問題が集中する分野に政府は力を入れるべきである。

戸籍制度、土地制度、労働制度などの改革を加速度的に進める。都市部と農村部の間だけでなく、地域間、性別間、業種間の事実上の身分の平等を進め、国民の権利と義務を平等化する。業界団体、学会、商工会議所、権利保護、環境保護、就業、ボランティアなどの非営利的公益団体の発展を促進し、その活動を妨げる制約を緩和させ、公民社会の建設を推進し、社会の自治能力と活動の空間を拡大する。より広義に表現すれば、政策過程と政治体制の改革をさらに推進しな

ければならない。とりわけ、民意を訴える制度のルートと道を開放し、社会の構成員の制度的参加を促進する。貧困グループが自主的かつ自由に利益を十分に表現できるように、それを保障して実現していく。以上のことを所得分配改革の政策の過程に組み入れて、関連する政策の合意性と執行効果を高めていかなければならない。政府自身の改革に加えてさらには政治体制の改革を加速することは、住民の貧富の格差を縮小し調和のとれた社会の建設を進めるためにより根本的な意義があると筆者は考える。

訳者注

- 1) この論文は2013年3月14日に立命館大学BKCキャンパスで立命館大学経済学学会が主催する『日中国際学術セミナー』で「中国における和諧社会と所得格差」について講演した原稿を加筆修正したものである。ご招聘いただいた立命館大学経済学学会にこの場をお借りしてお礼申し上げます。
- 2) 筆者は東北财经大学（中国・遼寧省大連市）経済と社会発展研究院副院長、副教授を勤務する。
- 3) この数値は各年の『大連市国民経済と社会発展統計公報』による。
- 4) 翻訳にあたり、金一品（立命館大学大学院経済学研究科修士課程）の下訳を利用した。感謝申し上げます。

参考文献

1. 汝信 陆学艺 李培林主编『社会蓝皮书—2005年 中国社会形势分析与预测（社会の青書—2005年中国社会形势分析与预测）』社会科学文献出版社, 2004年
2. 陆学艺 李培林 陈光金主编『社会蓝皮书—2013年中国社会形势分析与预测（社会の青書—2013年中国社会形势分析与预测）』社会科学文献出版社, 2012年
3. 叶笃初等主编『党的建设辞典（党の建設の辞書）』中共中央党校出版社, 2009年
4. 世界银行研究报告『从贫困地区到贫困人群：中国扶贫议程的演进—中国贫困和不平等问题评估（貧困地域から貧困の人口へ：中国扶貧における議事日程の発展—中国貧困と不平等問題への評価）』世界銀行中国官方网站：<http://www.worldbank.org.cn/china>
5. 西南财经大学中国家庭金融调查与研究中心『中国家庭收入差距报告（中国家庭収入の格差報告）』<http://chfs.swufe.edu.cn>
6. 于建嵘『群体性事件与和谐社会建设（群体性事件及び和諧社会の建設）』<http://www.univs.cn/newweb/univs/hust/2008-09-10/881052.html>
7. 中国历年统计年鉴（『中国統計年鑑』各年版）
8. 大连市历年国民经济和社会发展统计公報（『大連市国民経済と社会発展統計年報』各年）

（訳：曹瑞林・田中宏⁴⁾）